

入札監理小委員会における審議の結果報告 道路、河川・ダム、都市公園における発注者支援業務等

国土交通省の「道路、河川・ダムにおける発注者支援業務等」については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成27年度から1年以内又は1年を超える期間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を下記のとおり報告する。

1. 事業の評価を踏まえた対応について

業務を実施可能と推測される事業者からのアンケート結果を踏まえ、以下のとおり、実施要項（案）を修正。

○業務実績要件の緩和

《全業務共通》

企業及び、管理技術者に求める実績要件の期間を過去10年から15年へ延長。

○総合評価における実績評価の見直し

《積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務》

管理技術者の類似業務実績として設定していた、地方公共団体（都道府県・政令市を除く）が発注した発注者支援業務を、同種業務実績に引き上げ。

○資格要件の緩和

《積算技術業務、技術審査業務》

1つの履行場所において、同一技術者職種（土木・電気・機械等）の担当技術者を複数名配置する場合、1名のみ資格要件を満たさなくても配置可能とする。

《ダム管理支援業務》

管理技術者及び担当技術者の資格要件に、一定の期間以上の管理主任技術者の経験を有する者を追加する。

《道路許認可審査・適正化指導業務》

1つの履行場所において、業務従事者を複数名配置する場合、1名が資格要件を満たしていれば良いものとする。ただし、資格要件を満たす担当技術者の配置割合は1/3（人）を下回ってはならない。

《用地補償総合技術業務》

1つの履行場所において、業務従事者を複数名配置する場合、1名のみ資格要件を満たさなくても配置可能とする。

担当技術者の実務経験の緩和

- ・公共用地交渉等の7年以上の実務経験、5年以上の指導監督的実務経験を5年以上・3年以上に緩和
- ・補償業務全般に関する指導監督的実務経験7年以上・20年以上実務経験を5年以上・10年以上に緩和

2. パブリックコメントの結果について

平成26年10月24日から11月6日まで意見募集を行ったところ、20社71件の意見が寄せられた。意見を踏まえ以下のとおり必要な修正を行った。

○担当技術者の実務経験において、複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合でも、1年以上の従事期間があれば実務経験として認めるものとする。

(資料5-2-1 14~15頁)

○技術者確保への配慮の観点から、担当技術者については、契約締結後に資格の有無を確認するものとする。

○ダム管理支援業務における総合評価の価格点を、30点満点から業務発注担当部署の体制が整っている場合は60点満点として、一部の業務において価格点を高める取組を試行的に導入。

(資料5-2-7 23頁)

○その他、実施要項(案)の軽微な修正や必要な情報の追記。

3. 実施要項(案)全般の審議について

委員からの意見を踏まえ、実施要項(案)について、以下の点を修正した。

○資格要件を満たさない場合も、同一技術者職種(土木・電気・機械等)であることを要件としていたが、資格を満たさない者の職種を明確に定義できないため、同要件を削除。

(資料5-2-1 13頁)

以上